

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月23日

【会社名】 株式会社ジーテクト

【英訳名】 G-TEKT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊池 俊嗣

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

【電話番号】 048-646-3400（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 吉沢 勲

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

【電話番号】 048-646-3400（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 吉沢 勲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金13円 総額570,525,774円

ロ 効力発生日

平成27年6月22日

第2号議案 取締役10名選任の件

菊池俊嗣、高尾直宏、鈴木 寛、米谷正孝、洞 秀明、石川美津男、中西孝裕、吉沢 勲、利根忠博、大胡 誠の10氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

下垣司郎、田村依雄、有賀茂夫、飯島誠一の4氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役を退任する構 保、原 和彦、石川智弘及び辞任により監査役を退任する菊池 要の4氏に対し退職慰労金を贈呈するとともに、取締役に重任される菊池俊嗣、高尾直宏、鈴木 寛、米谷正孝、洞 秀明、石川美津男、中西孝裕、吉沢 勲の8氏に対し役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うものであります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対し、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度における株式報酬を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	365,523	2,611	117	(注) 1	可決 99.26
第2号議案 取締役10名選任の件					
菊池俊嗣	362,997	5,137	117		可決 98.57
高尾直宏	364,225	3,909	117		可決 98.90
鈴木 寛	364,227	3,907	117		可決 98.91
米谷正孝	364,225	3,909	117		可決 98.90
洞 秀明	364,225	3,909	117	(注) 2	可決 98.90
石川美津男	364,225	3,909	117		可決 98.90
中西孝裕	364,225	3,909	117		可決 98.90
吉沢 勲	364,223	3,911	117		可決 98.90
利根忠博	365,098	3,036	117		可決 99.14
大胡 誠	364,223	3,920	117		可決 98.90
第3号議案 監査役4名選任の件					
下垣司郎	365,060	3,074	117		可決 99.13
田村依雄	363,842	4,292	117	(注) 2	可決 98.80
有賀茂夫	367,764	370	117		可決 99.87
飯島誠一	314,261	53,873	117		可決 85.34
第4号議案 退任取締役及び退任 監査役に対する退職 慰労金贈呈並びに取 締役に対する役員退 職慰労金制度廃止に 伴う打ち切り支給の 件	320,940	21,253	26,058	(注) 1	可決 87.15
第5号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の 額及び内容決定の件	366,995	1,139	117	(注) 1	可決 99.66

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。